

○国土交通省告示第八百九十七号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）第八条第二号及び第三号の規定に基づき、観光圏内限定旅行業務取扱管理者に関する研修の方法等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日（平成二十年七月二十三日）から適用する。

平成二十年七月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示

- 1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条第二号の国土交通大臣が定める者は、国の職員又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の三第三項に規定する研修の講師の経験者であつて、同法その他の旅行業務の取扱いに関し必要な事項について専門的な知識を有する者とする。

- 2 規則第八条第三号の国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 国土交通大臣又は地方運輸局長が行うものであること。
- 二 別表上欄に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

三 次に掲げる基準に適合する教材を使用するものであること。

イ 観光圏内限定旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適當であると認められるものであること。

ロ 別表上欄に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

ハ その他適當と認められる内容のものであること。

四 受講者の知識及び能力の習得が確認できる修了試験を行い、当該試験に合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

別表

事 項		時 間
1	旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	二時間以上
2	旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識	二時間三十分以上
3	国内旅行実務 一 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識 二 その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力	一時間以上